

入札契約制度の改正について（お知らせ）

1. 建設工事の前金払の用途拡大について

地方自治法施行規則の改正等を踏まえ、建設工事の前払金の使用に関して、範囲が拡大されたことから、本市におきましても前金払の特例を設けることとなりましたのでお知らせします。

ア. 対象

請負代金130万円以上の市発注工事

イ. 特例の内容

建設工事請負契約書約款第37条（保証10%用）※に定める前払金の使用に関して、前金払いをなすことができる範囲を拡大（中間前払金を除く。）します。

現 行	見直し後
材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費、（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、 <u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>	材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費、（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用

注）現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金額の100分の25とする。

※保証免除用については、建設工事請負契約書約款第36条が該当条項です。

ウ. 契約に関する取扱い

平成28年10月1日以降締結の建設工事について、請負契約書（契約約款の次頁）に第37条の特約条項※を添付し契約を締結する。（県と同様に、条文の改正ではなく、特約条項添付により対応するものとする。）

なお、変更契約の場合については、工事打合せ簿により協議の上、変更契約書に第37条の特約条項を添付し、契約を締結する。

特約条項

約款第37条に、次のただし書きを加える。

ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

エ. 適用時期等

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものに適用する。

なお、既契約済のものについては、受注者からの申し出に基づき、発注者と受注者間で協議の上、当該措置を適用できるものとする。

※契約書添付の特約条項の様式については、市ホームページの次の箇所から印刷ください。

入札契約情報→入札契約様式→建設工事→「約款 特約条項(保証免除)(H28.10.1から)」又は「約款 特約条項(保証10%)(H28.10.1から)」

佐野市役所 行政経営部
契約検査課 契約検査係
電話 0283-20-3027